

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
土庄町	土庄地区(本町、吉ヶ浦、大木戸、鹿島、柳、千軒、小瀬)	令和4年3月18日	令和5年6月21日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	25.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

町内でも法人格を有する農業者が多い地区であり、オリーブ栽培が盛んであるが傾斜地が多く、効率の悪い農地が多い。また、地区内でも南風が強く、自然災害も多い地域である。法人以外の農業者は減少しており、後継者が不足している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内で栽培しているオリーブ事業者への農地集積のほか、新規就農希望者やぶどう・アボカド等の新たな耕作を行う中心経営体も増えていることから、品種毎の特性を活かした規模拡大を促進する。

担い手への農地集積・集約化は農地中間管理機構と農業委員会が中心となり進めており、引き続き、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、効率の良い農地の集約化を促進する。

農地の耕作・維持が難しくなった場合は、中心経営体へ貸し出してもらうよう周知するとともに、農業委員や農地利用最適化推進員と連携しながら、農地所有者の意向を把握し、農地の利用調整を図る。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	オリーブ	150 a	オリーブ	200 a	地区内外
認農法	B	オリーブ	654 a	オリーブ	807 a	地区内外
認農	C	オリーブ	76 a	オリーブ	110 a	地区内
認農法	D	ぶどう	41 a	ぶどう	41 a	地区内
所有法	E	オリーブ	160 a	オリーブ	160 a	地区内
所有法	F	アボカド	57 a	アボカド	57 a	地区内
法人	G	オリーブ	228 a	オリーブ	230 a	地区内外
法人	H	オリーブ	60 a	オリーブ	60 a	地区内
-	I		38 a		38 a	地区内
-	J		33 a		33 a	地区内
-	K		24 a		24 a	地区内
認就	L	トマト	22 a	トマト	22 a	地区内外
計	12経営体		1543 a		1782 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、農地所有適格法人は「所有法」、その他の法人は「法人」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。